

北丹陸上競技協会小学生陸上競技教室運営規程

〔2021(令和3)年2月12日理事会決定
2021(令和3)年4月1日施行〕

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、北丹陸上競技協会規約に基づき、本会に加盟する小学生陸上競技教室（以下「教室」という）の加盟及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 小学生陸上競技教室の加盟

(教室の加盟)

第2条 教室の代表者は、本会に加盟しようとするときは、次の各号に掲げる事項を付して、文書により会長へ申し出なければならない。

- ① 教室の名称
 - ② 教室の対象者
 - ③ 教室の活動予定日時及び場所
 - ④ 教室の代表者名及び連絡先
 - ⑤ スポーツ安全保険への加入の有無
- 2 会長は、加盟の申し出があったときは理事会へその承認の可否を諮らなければならない。
- 3 理事会は、会長から提出された承認の可否について、次の各号に掲げる条件を考慮し、決定するものとする。
- ① 本会に加盟する陸上競技団体に所属する教室であること
 - ② 少なくとも10年以上は継続して教室運営できると判断できること
 - ③ 教室がスポーツ安全保険へ加入していること
 - ④ 教室の活動区域が本会管轄の区域内であり、かつ、所属する児童や活動場所が他の教室と重複していないこと
- 4 会長は、その理事会の決定を申請者に通知するとともに、承認された教室は本会に加盟するものとする。

第3章 小学生陸上競技教室の運営

(教室の運営)

第3条 教室の代表者は、当該年度終了後、毎年5月末日までに次の各号に掲げる書類を会長へ提出しなければならない。

- ① 事業報告及び収支決算
 - ② 翌年度の事業計画及び収支予算
 - ③ その他会長が必要と認める書類
- 2 会長は、本会に加盟する教室の運営を支援するため、その経費の一部として、加盟する教室単位に毎年度10,000円を補助する。

第4章 指導者連絡会議

(指導者連絡会議)

- 第4条 本会に、小学生陸上競技教室指導者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議は、会長、理事長、強化・普及部長及び本会選出の京都府小学生陸上競技指導者連絡協議会担当理事のほか、本会に加入する小学生陸上競技教室の代表者をもって構成する。
- 3 連絡会議は、次の案件を審議する。
- ① 教室の運営に関する事項
 - ② 陸上競技会、強化練習会、小学生指導者講習会等に関する事項
 - ③ その他重要な事項
- 4 連絡会議は、毎年5月に開催するほか、必要ある場合に開催する。
- 5 連絡会議は、会長が招集し、理事長が議長となり会議を運営する。

第5章 小学生陸上競技教室の脱退

(教室の脱退)

- 第5条 教室の代表者は、本会から脱退しようとするときは、文書により会長へ申し出をしなければならない。
- 2 会長は、その申し出について理事会に報告する。
- 3 理事会に脱退が報告された教室は、本会を脱退する。

第6章 その他

(改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。

（参考）加盟教室一覧（2021年1月1日現在）

教室名	代表者名	代表者住所
本庄ランナーズ	岩井 龍也	与謝郡伊根町
岩滝陸上クラブ	白須 重孝	与謝郡与謝野町
野田川少年少女陸上クラブ	桐村 全輝	与謝郡与謝野町
加悦陸上クラブ	滝野 博文	与謝郡与謝野町
ジラソーレ与謝T F	山田 裕之	与謝郡与謝野町
大宮陸上教室	谷口 正郎	京丹後市大宮町
峰山小学生陸上クラブ	尾崎 敏	京丹後市峰山町
網野ランナーズ・スクール	阪本 明生	京丹後市網野町
弥栄ランナーズ	吉岡 隆則	京丹後市弥栄町
豊栄ランナーズ	谷口 美樹男	京丹後市丹後町